

増毛町告示教第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年9月16日

増 毛 町 長

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

車両の購入契約 スクールバス 1台

車両の仕様等は、別紙「仕様書」のとおりとする。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）までとする。

(3) 納入場所

増毛郡増毛町南畠中町2丁目25番地 増毛町教育委員会 総務学校課

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年9月16日増毛町告示教第2号に定める資格を有すること。

3 契約条項を示す場所 北海道増毛郡増毛町南畠中町2丁目25番地

増毛町教育委員会 総務学校課 総務係

4 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札番号 407

(2) 入札場所 増毛町役場 3階委員会議室

(3) 入札日時 令和4年10月14日 午前9時00分

(4) 開札場所 (1)に同じ。

(5) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否 認めない。

## 8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、増毛町契約規則（平成19年規則第11号。以下「契約規則」という。）第10条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 10 契約書作成の要否 要

## 11 その他

### (1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、契約規則第13条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

### (3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 増毛町教育委員会 総務学校課

イ 所在地 郵便番号077-0295 北海道増毛郡増毛町南畠中町2丁目25番地

ウ 電話番号 0164-53-2427（直通）

### (4) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (5) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (6) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

### (7) 議会の議決を要する契約

契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を経たときに本契約をする。

### (8) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。